明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○作物統計調査規則の一部を改正する省令（農林水産三四）　一
〔告　示〕
○平成十四年四月三十日農林水産省告示第千四号（作物統計調査の農林水産大臣が定める件）の一部を改正する件（農林水産一一四〇）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省　令

○農林水産省令第三十四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、作物統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月六日

農林水産大臣　坂本　哲志

作物統計調査規則の一部を改正する省令

作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（定義） **第三条**　（略） ２・３　（略） （削る）	（定義） **第三条**　（略） ２・３　（略） ４　この省令において「被害量」とは、風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、病虫害、鳥獣害及びその他異常の事象又は不慮の事故（以下「災害等」と総称する。）により、作物の収穫量が当該災害等を受けなかつたとした場合に比べて減収する量をいう。 ５　（略）
（調査の種類及び区分） **第四条**　（略） ２　（略） ３　作況調査は、予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。	（調査の種類及び区分） **第四条**　（略） ２　（略） ３　作況調査は、作柄概況調査、予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。
（調査の範囲） **第六条**　面積調査は、耕地面積調査にあつては全ての耕地、作付面積調査にあつては農林水産大臣が定める種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域について行う。	（調査の範囲） **第六条**　面積調査は、耕地面積調査にあつてはすべての耕地、作付面積調査にあつては農林水産大臣が定める種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域について行う。
４　（略）	

２　作況調査は、予想収穫量調査にあつてはその区分に応じ農林水産大臣が定める基準（以下「基準」という。）に合致する種類の作物のうち農林水産大臣が定めるもの、収穫量調査にあつては基準に合致する種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域について行う。

（調査事項）

第七条　耕地面積調査は、次に掲げる事項について行う。

一・二　（略）

２　作付面積調査は、作物の種類別作付面積について行う。

（削る）

３　予想収穫量調査は、作物の種類別及び時期別の予想収穫量について行う。

４　収穫量調査は、作物の種類別収穫量（野菜、果樹及び花きにあつてはその出荷量を含む。）について行う。

５　（略）

（調査客体及び調査方法）

第八条　（略）

２　（略）

（削る）

２　作況調査は、作柄概況調査及び予想収穫量調査にあつてはその区分に応じ農林水産大臣が定める基準（以下「基準」という。）に合致する種類の作物のうち農林水産大臣が定めるもの、収穫量調査にあつては基準に合致する種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域について行う。

（調査事項）

第七条　耕地面積調査は、次に掲げる事項について行なう。

一・二　（略）

２　作付面積調査は、作物の種類別作付面積について行なう。

３　作柄概況調査は、作物の種類別及び時期別の作柄概況（水稲にあつては、その生育状況及び被害状況を含む。）について行う。

４　予想収穫量調査は、作物の種類別予想収穫量について行う。

５　収穫量調査は、作物の種類別収穫量（野菜、果樹及び花きにあつてはその出荷量、水稲にあつてはその災害種類別の被害量を含む。）について行う。

６　（略）

（調査客体及び調査方法）

第八条　（略）

２　（略）

３　作柄概況調査は、次の各号に掲げる調査客体につき当該各号に掲げる調査方法によつて行う。

一　当該作物の栽培の用に供される土地のうちから農林水産大臣が定めるところにより抽出したもの（以下「作況標本筆」という。）に栽培される当該作物　統計職員等による実測調査の方法

二　地方農政局等の長が作況標本筆以外の当該作物の栽培の用に供される土地のうちから選定したもの（以下「作況基準筆」という。）に栽培される当該作物　統計職員等による実測調査の方法

３　予想収穫量調査は、次の各号に掲げる調査客体につき当該各号に掲げる調査方法によつて行う。

一　当該作物の栽培の用に供される土地のうちから農林水産大臣が定めるところにより抽出したもの（以下「作況標本筆」という。）に栽培される当該作物　統計職員等による実測調査の方法

二　地方農政局等の長が作況標本筆以外の当該作物の栽培の用に供される土地のうちから選定したもの（以下「作況基準筆」という。）に栽培される当該作物　統計職員等による実測調査の方法

４　予想収穫量調査は、次の各号に掲げる調査客体につき当該各号に掲げる調査方法によつて行う。

一　作況標本筆に栽培される当該作物　統計職員等による実測調査の方法

二　作況基準筆に栽培される当該作物　統計職員等による実測調査の方法

４　（報告の義務）

第十条　第八条第二項第二号又は第四項第三号の規定により選定された関係団体又は経営体を代表する者は、第七条第二項又は第四項に規定する調査事項について、第八条第二項第二号又は第四項第三号の規定により配布された調査票に記入して地方農政局等の長にその定める期日までに送付しなければならない。

２　（略）

（電子情報処理組織による送付）

第十条の二　前条第一項の規定による調査票の送付は、農林水産省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条にお

５　（報告の義務）

第十条　第八条第二項第二号又は第五項第三号の規定により選定された関係団体又は経営体を代表する者は、第七条第二項又は第五項に規定する調査事項について、第八条第二項第二号又は第五項第三号の規定により配布された調査票に記入して地方農政局等の長にその定める期日までに送付しなければならない。

２　（略）

（電子情報処理組織による送付）

第十条の二　前条第一項の規定による調査票の送付（関係団体を代表する者が送付する場合に限る。）は、農林水産省の使用に係る

いて同じ。）と送付しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2・3　（略）

（立入検査等）

第十一条　調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第七条第一項から第四項までに規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2　（略）

（行政記録情報等に基づく都道府県別結果表の作成及び送付）

第十三条　農林水産大臣は、作物統計を作成するため必要があると認めるときは、調査に代えて、法第二条第十項に規定する行政記録情報その他作物統計の作成に必要な情報（以下「行政記録情報等」という。）を利用することができる。

2　前項の規定により行政記録情報等を利用する場合には、地方農政局長、北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長は、行政記録情報等に基づき、都道府県別結果表を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。

3　前二項に規定するもののほか、行政記録情報等に基づく都道府県別結果表の作成及び送付に関し必要な事項は、農林水産大臣が定める。

電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と送付しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2・3　（略）

（立入検査等）

第十一条　調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第七条第一項から第五項までに規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2　（略）

（新設）

（全国結果表の作成）

第十四条　農林水産大臣は、第十二条第四項の規定により送付された都道府県別の集計結果及び都道府県別結果表並びに前条第二項の規定により送付された都道府県別結果表に基づき、調査の区分ごとに全国結果表を作成する。

（結果の公表）

第十五条　農林水産大臣は、前条の規定により作成した全国結果表の概要を都道府県別の集計結果の集計後速やかに、その詳細については逐次、公表する。

（関係書類の保存）

第十六条　農林水産大臣は、第十二条第四項の規定により送付された調査票の内容を収録した電磁的記録及び第十四条の規定により作成した全国結果表の内容を収録した電磁的記録を永年保存する。

2　地方農政局長、北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長は、第十二条第一項又は第三項の規定により集計を行つた都道府県別の集計結果を収録した電磁的記録を永年保存し、同条第一項若しくは第三項又は第十三条第二項の規定により作成した都道府県別結果表を調査の実施された年（次項において「調査年」という。）の翌年の一月一日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

3　（略）

（全国結果表の作成）

第十三条　農林水産大臣は、前条第四項の規定により送付された都道府県別の集計結果及び都道府県別結果表に基づき、調査の区分ごとに全国結果表を作成する。

（結果の公表）

第十四条　農林水産大臣は、前条の規定により作成した全国結果表の概要を都道府県別の集計結果の集計後速やかに、その詳細については逐次、印刷物により公表する。

（関係書類の保存）

第十五条　農林水産大臣は、第十二条第四項の規定により送付された調査票の内容を収録した電磁的記録及び第十三条の規定により作成した全国結果表の内容を収録した電磁的記録を永年保存する。

2　地方農政局長、北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長は、第十二条第一項又は第三項の規定により集計を行つた都道府県別の集計結果を収録した電磁的記録を永年保存し、同条第一項又は第三項の規定により作成した都道府県別結果表を調査の実施された年（次項において「調査年」という。）の翌年の一月一日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

3　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。